災害復旧における入札契約方式の適用手法

（研究期間：平成 30 年度～）

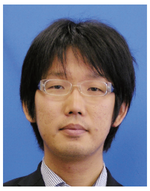
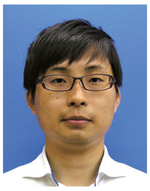

社会資本マネジメント研究センター
社会資本マネジメント研究室
室長 中洲 啓太　主任研究官 光谷 友樹　研究官 木村 泰　交流研究員 木地 稔

（キーワード）　災害復旧、随意契約、技術提案・交渉方式、事業促進PPP、フレームワーク方式

1．はじめに

国土交通省が平常時に発注する工事では、競争性や公正性の確保の観点から、会計法上の原則である一般競争入札を用いている。一方で、自然災害発生時は、早期復旧の観点から平成 29 年 7 月に策定された「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、随意契約や指名競争入札等を用いている。

令和元年の「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」の改正により、災害時の緊急対応の充実強化や、測量・調査・設計等業務が品確法に位置付けられた。これを受け、国土技術政策総合研究所（以下「国総研」）は、平成 28 年熊本地震以降の大規模災害における入札契約方式の適用状況、課題を踏まえ、随意契約等の適用条件の明確化、業務における災害時の入札契約方式の適用の考え方等を提案した。本稿は、ガイドライン（令和 3 年 5 月改正）に反映された国総研の研究成果・提案に基づく災害復旧における入札契約方式の適用手法を紹介する。

2．調査対象災害及び方法

本研究は、平成28年熊本地震以降の近年の大規模災害（**表–1**）を対象に、タイムラインに沿った入札契約方式の適用状況や課題について、入札契約情報の整理や、地方整備局の発注担当者へのヒアリングにより、収集、整理し、災害復旧における入札契約方式の適用の新たな考え方を提案した。

表–1　調査対象災害

災害名	地方整備局
平成28年熊本地震	九州
平成29年7月九州北部豪雨	九州
平成30年7月豪雨（西日本豪雨）	中国
令和元年東日本台風	東北･関東･北陸

3．入札契約方式適用のタイムライン

3.1 熊本地震

平成 28 年熊本地震からの復旧・復興事業における入札契約方式適用のタイムラインを**図–1** に示す。応急復旧段階では、道路補修工事、道路・橋梁・トンネル等の復旧工事に随意契約が適用された。本復旧段階では、一般競争入札が多く適用される一方で、二重峠トンネルや阿蘇大橋等の主要構造物の詳細設計業務では随意契約が適用された。また、早期復旧や発注者体制の強化を図るために発災直後からTEC-FORCE、リエゾン、応援職員、権限代行、国総研による熊本地震復旧対策研究室の設置等の発注者間の連携・協力が行われた上で、本復旧の業務増大期に向けて、事業促進PPPが導入された。本復旧工事にあたる二重峠トンネル工事では、技術提案・交渉方式を適用し、工期を短縮する施工技術が導入された。

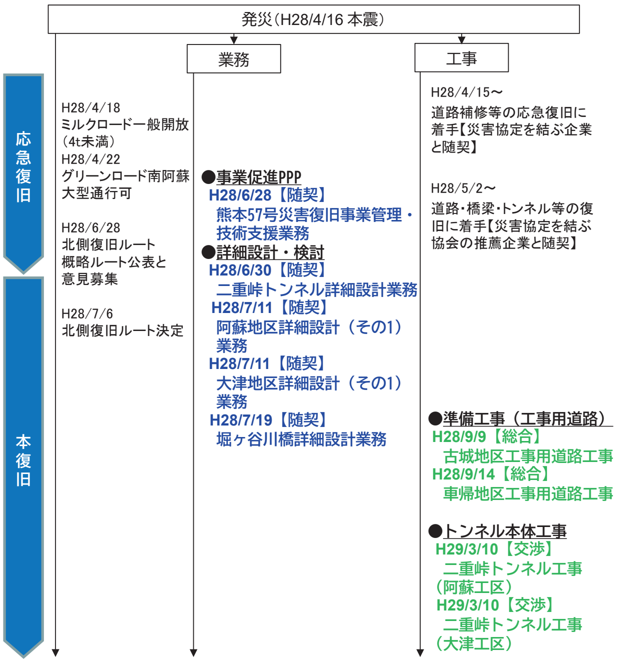

図–1 入札契約方式適用のタイムライン（熊本地震）

3.2 九州北部豪雨・西日本豪雨・東日本台風

平成 29 年 7 月九州北部豪雨、平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）、令和元年東日本台風からの復旧においても、発災直後の被害状況把握や応急復旧の業務・工事では、災害協定締結者との随意契約が積極的に活用された。一方で、本復旧段階の工事では、一般競争入札が多く適用されていた。発注担当者へのヒアリングの結果、近隣住民が頻繁な避難を余儀なくされる仮復旧状態の堤防は、一刻も早い復旧のため、本復旧工事でも随意契約が望ましいと考えられたものの、その適用を躊躇する例が確認された。

また、東日本台風からの復旧事業において、関東地方整備局は、公募により指名候補者を選定した上で個別工事を発注するフレームワーク方式が試行的に適用された。その結果、災害時の労働力や資機材等の受給がひっ迫する状況において、落札者の決定が円滑に進む効果が確認された。

4．改正ガイドラインへの反映

国総研の研究成果・提案を踏まえ、災害復旧の更なる迅速化・円滑化のため、令和 3 年 5 月に改正されたガイドラインには以下の内容が反映された。

- 業務の入札契約の適用の考え方を追加（図-2）
- 本復旧でも有すべき機能・性能の回復まで随意契約を適用可能とする考え方を示し（図-2）、随意契約の適用場面の記載を充実（図-3）
- 災害時の労働力や資機材等の需給がひっ迫し、施工体制確保が困難な状況で、公募型・通常型指名競争入札、フレームワーク方式を適用可能
- 仕様の確定が困難で、設計に施工者のノウハウを取り入れることで、一層の早期復旧が期待できる場合に技術提案・交渉方式を適用可能
- 事業促進 PPP 等の民間技術者と一体となった体制確保に限らず、TEC-FORCE、リエゾン、応援職員，権限代行等の活用により、発注者が互いに連携・協力することの重要性を記載
- 地方公共団体での活用を念頭に、復旧タイムラインや実施体制について直轄の復旧・復興事業との相違点や留意点を記載

5．研究成果の活用

令和 3 年 5 月のガイドライン改正後、関東地方整備局の長野市信州新町水内地区災害復旧工事、鳴岩橋本復旧工事では、仮復旧状態にあり、降雨、地震への十分な警戒（通行制限等）を要する法面、橋梁等の本復旧工事に随意契約を適用する等、改正ガイドラインに沿った運用が始まっている。国総研は、ガイドラインへの研究成果の速やかな反映や、多様な入札契約方式の適用支援を通じて、頻発する大規模災害からの速やかな早期復旧・復興に貢献している。

☞詳細情報はこちら

1）社会資本マネジメント研究室
http://www.nilim.go.jp/lab/peg/index.htm

2）災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン
http://www.nilim.go.jp/lab/peg/img/file1869.pdf

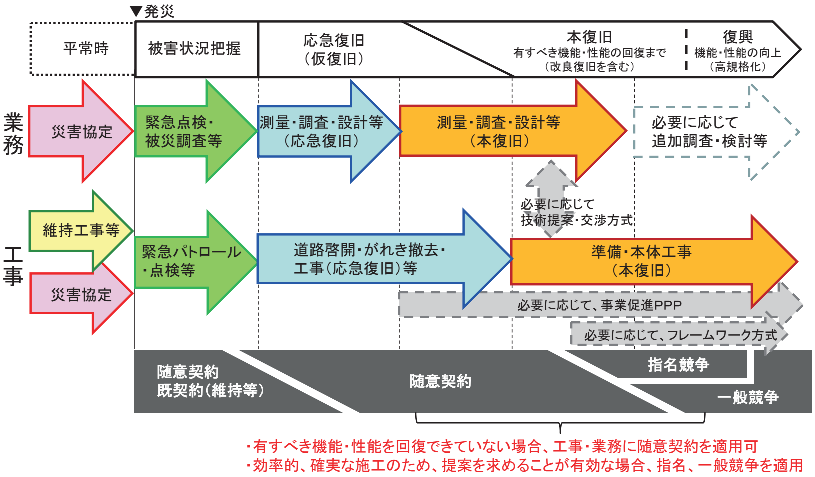

図-2 入札契約方式適用の考え方

ガイドライン（H29.7）

分類	工事
被害状況把握	緊急パトロール、緊急点検、観測設備設置等
応急復旧	道路啓開、がれき撤去、堤防等河川管理施設の復旧
本復旧	孤立集落の解消のための橋梁復旧など緊急度が極めて高い本復旧

改正ガイドライン（R3.5）

分類	工事	業務
被害状況把握	緊急パトロール、緊急点検、観測設備設置等	緊急点検、災害状況調査、航空測量、観測機器設置等
応急復旧	道路啓開、航路啓開、がれき撤去、土砂撤去、流木撤去、漂流物撤去、段差・亀裂解消のための舗装修繕、迂回路（仮橋含む）の設置、崩落防止のための仮支持や防護、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁等の港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧、官公庁施設や学校施設の復旧等	
本復旧	近隣住民が頻繁な避難を余儀なくされる仮復旧状態の堤防復旧、余震による被害が懸念される橋梁や法面の復旧等	

図-3 随意契約を適用できる場面の充実